

名古屋市の第1号訪問事業における **訪問サービス** の3類型(令和2年6月時点) ※詳細は「総合事業の実施に関する要綱」、各サービスの「人員等基準要領」をご確認ください。

	予防専門型訪問サービス (従来のサービスと同じ)	生活支援型訪問サービス(一体型) ※同一の事業所で「訪問介護」や「予防専門型」と「生活支援型」を一体的に運営	生活支援型訪問サービス(単独型)	地域支えあい型																															
事業主体	法人	法人		各学区の地域福祉推進協議会																															
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者 チェックリストによる事業対象者		要支援者 チェックリストによる事業対象者 (その他支援が必要な一般高齢者)																															
必要なケアプラン	ケアプランAを適用	ケアプランBを適用		ケアプランCを適用																															
提供するサービス	身体介護(入浴介助等) 生活援助(掃除・洗濯・家事等)	生活援助(掃除・洗濯・家事等) ・概ね45分～1時間程度		日常のごみ出し、買い物支援、電球の交換等の ちょっとした困りごとに対応																															
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定	ケアプランに基づき決定		利用者からの希望や生活環境等に応じて柔軟に設定																															
事業所の指定/委託	事業者指定	事業者指定		市社協に委託 (令和2年度末時点 16区94学区)																															
人員基準等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士等</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員</td> <td>介護福祉士 初任者研修等修了者等</td> <td>常勤換算2.5人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 【例】要介護者40人 要支援者80人(現行と同様のサービスを利用) ⇒ サービス提供責任者3人以上 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ・共生型による指定事業所は別基準により実施</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1	サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2	訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等修了者等	常勤換算2.5人以上	<p>左記の「予防専門型訪問サービス」の人員に加えて、「生活支援型訪問サービス」の利用者数に応じて必要数</p> <p>・名古屋市高齢者日常生活支援研修の研修修了者等の一定の研修受講者は、「生活支援型訪問サービス」利用者のみケアが可能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1名以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者 ※2</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>同上</td> <td>必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能。 ※2 介護福祉士、初任者研修等の修了者を配置することが望ましい。名古屋市高齢者日常生活支援研修修了者等の一定の研修受講者の配置も可能。</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1名以上 ※1	訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者 ※2	必要数	従事者	同上	必要数	<p>・ボランティアコーディネーター 1人以上 ・一定の講習を受講したボランティア 必要数</p>								
	必要な資格	配置要件																																	
管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1																																	
サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2																																	
訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等修了者等	常勤換算2.5人以上																																	
	必要な資格	配置要件																																	
管理者	なし	専従1名以上 ※1																																	
訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者 ※2	必要数																																	
従事者	同上	必要数																																	
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者		無償ボランティア ただし、1回あたり100円相当のポイントを付与																															
基本報酬額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬区分</th> <th>対象者</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月額</td> <td>事業対象者・要支援1・要支援2</td> <td>1,176単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月額</td> <td>事業対象者・要支援1・要支援2</td> <td>2,349単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月額</td> <td>要支援2</td> <td>3,727単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>・介護予防訪問介護と同額の報酬 ・加算体系も介護予防訪問介護と同じ</p>	区分	報酬区分	対象者	単位数	週1回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	1,176単位	週2回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	2,349単位	週2回超	月額	要支援2	3,727単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬区分</th> <th>対象者</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月額</td> <td>事業対象者・要支援1・要支援2</td> <td>948単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月額</td> <td>事業対象者・要支援1・要支援2</td> <td>1,896単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月額</td> <td>要支援2</td> <td>2,844単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自己評価・ユーザー評価参加加算(20単位/月) ※介護保険の処遇改善加算相当分も加味</p>	区分	報酬区分	対象者	単位数	週1回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	948単位	週2回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	1,896単位	週2回超	月額	要支援2	2,844単位	<p>・1団体年10万円程度の補助金を交付 ・ボランティアコーディネーターへの謝金 → 半日程度:1,000円(月24,000円を上限)</p>
区分	報酬区分	対象者	単位数																																
週1回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	1,176単位																																
週2回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	2,349単位																																
週2回超	月額	要支援2	3,727単位																																
区分	報酬区分	対象者	単位数																																
週1回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	948単位																																
週2回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	1,896単位																																
週2回超	月額	要支援2	2,844単位																																
利用者負担	1割～3割の負担	1割～3割の負担		年300円程度の手帳発行手数料を負担																															
請求の方法 (利用者負担分を除く)	国保連経由	国保連経由		事業者へ直接支払い (社協に事務を委託)																															
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,531単位 要支援1及び事業対象者:5,032単位)	限度額管理あり (要支援2:10,531単位 要支援1及び事業対象者:5,032単位)		限度額管理なし																															
人材の確保	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討	元気高齢者や主婦等の潜在的介護者を対象とした担い手の養成研修 (高齢者日常生活支援研修)を平成27年10月から実施		元気高齢者や主婦等を対象とした担い手の養成研修 を実施																															

名古屋市の第1号通所事業の「通所サービス」の3類型(令和3年6月時点) ※詳細は「総合事業の実施に関する要綱」、各サービスの「人員等基準要領」をご確認ください。

	予防専門型通所サービス (従来のサービスと同じ)	ミニデイ型通所サービス(一休型)	ミニデイ型通所サービス(単独型)	運動型通所サービス(一休型)	運動型通所サービス(単独型)	サロン型 (一般介護予防事業として実施)																																				
事業主体	法人	法人	法人・個人 ※個人は運動型通所サービスを実施する者に限る	法人	法人・個人 ※個人は施術所を開設している者に限る	町内会、個人、団地管理組合、NPO等																																				
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者 チェックリストによる事業対象者				限定なし																																				
必要なケアプラン	ケアプランAを適用	ケアプランBを適用				ケアプランCを適用																																				
提供するサービス	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練、レスパイト ※個別サービス計画により実施	「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練を実施 ※個別サービス計画が必要 ※昼食の提供は任意 ※入浴可(ただし、見守りのみで衣類の脱着等の介助はなし) ※送迎は必要に応じて実施(基本報酬に送迎費用相当分を加味)		運動プログラムを実施 ※個別サービス計画が必要 ※昼食の提供は任意 ※入浴可(ただし、見守りのみで衣類の脱着等の介助はなし) ※送迎はなし(実施可能ではあるが、利用者からの送迎費用の徴収は不可)		高齢者の交流の場 趣味の集まり 住民主体の食事会																																				
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1回～2回 利用者の様態により利用時間は異なる	※週1回、2時間～3時間の利用時間を想定 ※原則、24回目の属する月の末日まで(目安として6ヶ月) ※令和2年4月から、事業対象者相当の心身の状態である場合、利用期間更新可能		※週1回、1時間～1時間半の利用時間を想定 ※原則、利用開始日より6ヶ月間の利用 ※令和2年4月から、事業対象者相当の心身の状態である場合、利用期間更新可能		月2回以上の頻度で通年開催されるもの																																				
事業所の指定/委託	事業者指定	事業者指定				なし (助成を受ける場合は申請を要する)																																				
サービスを提供する場所	運営法人が所有または賃貸する施設で各種法令に 合致するもの	通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの 指定を受けている事業所	左記「予防専門型通所サービス」に同じ ただし、施術所として認められている区画等、他事業に支障のある 場所での実施は不可	通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの 指定を受けている事業所	<法人の場合> 左記「予防専門型通所サービス」に同じ ただし、他事業に支障のある場所での実施は不可 <個人の場合> 施術所(接骨院等)	・コメン・団地の集会所や空きスペース ・特養、老健の空きスペースを活用 ・NPO法人が所有または賃貸する施設 ・商店街・組合等が提供するスペース ・民間企業が提供するスペース ・ミニデイの空き時間や併設するスペース (令和2年度末時点で、1011箇所 の高齢者サロンを把握)																																				
設備基準等	・食堂・機能訓練室 (3㎡×通所介護、予防専門型通所サービスの 利用定員の面積が必要) ・静養室、相談室・事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 ・共生型による指定事業所は別基準により実施	左記の「予防専門型通所サービス」の設備基準に 加えて、食堂・機能訓練室は、3㎡×ミニデイ型通所 サービス利用定員(3名以上)の面積が必要	・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×ミニデイ型通所サービス利用定員(3名以上) の面積が必要) ・必要な設備・備品	左記の「予防専門型通所サービス」の設備基準 に加えて、食堂・機能訓練室は、3㎡×運動型通 所サービス利用定員(1名以上)の面積が必要	・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×運動型通所サービス利用定員(1名以上)の 面積が必要) ・必要な設備・備品	サロンの運営に必要な設備																																				
人員基準等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>介護福祉士等</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>看護婦等</td> <td>専従1以上 ※2</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>なし</td> <td>～15人 専従1以上 ※2 16人～ 利用者1人に専従0.2以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>理学療法士等</td> <td>専従1以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の 職務に従事可能 ※2 利用定員が10人以下の場合、看護職員と介護職員を 併せて1以上とすることができる。 ・共生型による指定事業所は別基準により実施</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤専従1以上 ※1	生活相談員	介護福祉士等	専従1以上	看護職員	看護婦等	専従1以上 ※2	介護職員	なし	～15人 専従1以上 ※2 16人～ 利用者1人に専従0.2以上	機能訓練指導員	理学療法士等	専従1以上	<p>・左記の「予防専門型通所サービス」の人員のうち、 「ミニデイ型通所サービス」を提供する職員を必要数 配置 ・「なごや介護予防・認知症予防プログラム研修」の 修了者を事業所に1以上配置</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1以上 ※</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導員等が 望ましい</td> <td>～15人 専従1以上 16人～ 専従1+必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可 能 ・「なごや介護予防・認知症予防プログラム研修」の修了者 を1以上配置</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※	従事者	経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導員等が 望ましい	～15人 専従1以上 16人～ 専従1+必要数	<p>・左記の「予防専門型通所サービス」の人員のう ち、「運動型通所サービス」を提供する職員を必要 数配置</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1以上 ※</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>医師、保健師、看護職員、 理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、柔道整復師、 あん摩マッサージ指圧師、 はり師・きゆう師、 介護予防運動指導員、 健康運動士等</td> <td>10人毎に専従1以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※	従事者	医師、保健師、看護職員、 理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、柔道整復師、 あん摩マッサージ指圧師、 はり師・きゆう師、 介護予防運動指導員、 健康運動士等	10人毎に専従1以上	従事者 必要数
	必要な資格	配置要件																																								
管理者	なし	常勤専従1以上 ※1																																								
生活相談員	介護福祉士等	専従1以上																																								
看護職員	看護婦等	専従1以上 ※2																																								
介護職員	なし	～15人 専従1以上 ※2 16人～ 利用者1人に専従0.2以上																																								
機能訓練指導員	理学療法士等	専従1以上																																								
	必要な資格	配置要件																																								
管理者	なし	専従1以上 ※																																								
従事者	経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導員等が 望ましい	～15人 専従1以上 16人～ 専従1+必要数																																								
	必要な資格	配置要件																																								
管理者	なし	専従1以上 ※																																								
従事者	医師、保健師、看護職員、 理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、柔道整復師、 あん摩マッサージ指圧師、 はり師・きゆう師、 介護予防運動指導員、 健康運動士等	10人毎に専従1以上																																								
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者				有償・無償ボランティア																																				
基本報酬額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬区分</th> <th>対象者</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">週1回程度</td> <td>月額</td> <td>事業対象者 要支援1・要支援2</td> <td>1,672単位</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>要支援2</td> <td>3,428単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※介護予防通所介護のような要支援認定区分による 報酬設定ではなく、週あたりの利用回数による報酬設定 へ変更。 ※加算体系は介護予防通所介護と同じ</p>	区分	報酬区分	対象者	単位数	週1回程度	月額	事業対象者 要支援1・要支援2	1,672単位	月額	要支援2	3,428単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬区分</th> <th>対象者</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">週1回程度</td> <td>月額</td> <td>事業対象者 要支援1 要支援2</td> <td>1,402単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自己評価・ユーザー評価参加加算(20単位/月) ・介護予防改善加算(利用月×50単位)※終了月に算定 ※介護保険の処遇改善加算相当分も加味</p>	区分	報酬区分	対象者	単位数	週1回程度	月額	事業対象者 要支援1 要支援2	1,402単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報酬区分</th> <th>対象者</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>事業対象者 要支援1 要支援2</td> <td>237単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自己評価・ユーザー評価事業参加加算(20単位/月) ・介護予防改善加算(利用月×50単位)※終了月に算定 ・評価加算(237単位/月)※評価月(3月ごと)に算定</p>	報酬区分	対象者	単位数	月額	事業対象者 要支援1 要支援2	237単位	開設・運営費の助成													
区分	報酬区分	対象者	単位数																																							
週1回程度	月額	事業対象者 要支援1・要支援2	1,672単位																																							
	月額	要支援2	3,428単位																																							
区分	報酬区分	対象者	単位数																																							
週1回程度	月額	事業対象者 要支援1 要支援2	1,402単位																																							
	報酬区分	対象者	単位数																																							
月額	事業対象者 要支援1 要支援2	237単位																																								
利用者負担	1割～3割の負担	1割～3割の負担				-																																				
請求の方法 (利用者負担分を除く)	国保連経由	国保連経由				-																																				
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,531単位 要支援1及び事業対象者:5,032単位)	限度額管理あり (要支援2:10,531単位 要支援1及び事業対象者:5,032単位)				国保連を通じての請求や 限度額管理は発生しない																																				
人材の確保	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加え て、更なる取り組みを検討	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討				担い手の養成研修を実施																																				